

豊川市監査公表第26号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和8年7月1日

豊川市監査委員

同

同

井 田 哲

鈴 木 篤

木 本 朗





【別紙】



定例監査の結果に基づく措置通知書

(建設部道路河川管理課)

監査実施期間 令和7年9月30日から
令和8年2月10日まで

豊川市監査公表第22号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
(改善事項) 1 豊川改修促進期成同盟会会計の出納事務について、収入調書が不備であった。豊川市準公金取扱基準第9条第1項第2号では「準公金の収入及び支出については、収入調書及び支出調書により、準公金管理者の決裁を受けること。」となっている。そのため、同基準の規定にしたがい改善されたい。	(改善事項) 1 豊川改修促進期成同盟会会計の収入については、令和8年2月10日の定例監査以降、収入調書により準公金管理者の決裁を受けるよう是正しました。

(注) 上記の措置状況は、令和8年6月25日現在のものである。

